

事務連絡
令和2年7月10日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬の
請求（7月提出分及び8月提出分）の取扱いについて

このことについて、令和2年7月2日付けで厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所等の中には報酬請求の事務作業に遅れが生じるものも想定されるところです。請求日に間に合わない場合は次のとおりとなりますので御確認いただくとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本通知および別添については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載しているのでご確認ください。

○ 請求日に間に合わない介護サービス事業所等への対応

本年6月サービス提供分（7月提出分）及び7月サービス提供分（8月提出分）に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能である。このような場合においては、原則、請求期日までに事業所所在の国保連に連絡すること。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 045-210-1111 (代表)

福祉施設グループ 笹井 (内線 4855)

在宅サービスグループ 永田 (内線 4824)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4859)